

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年11月12日

石川県監査委員	不破大仁
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和5年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
公益社団法人 石川県観光連盟	令和6年10月1日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金	〃	〃
公益財団法人 奥能登開発公社	〃	〃
北陸エアターミナルビル 株式会社	令和6年10月3日	〃
公益財団法人 石川県林業労働対策基金	〃	〃
石川県高等学校体育連盟	〃	〃
公益財団法人 石川県文教会館	〃	〃
公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団	令和6年10月9日	〃
公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター	〃	〃
一般社団法人 石川県金沢食肉公社	〃	〃
公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会	令和6年10月15日	〃
公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構	令和6年10月21日	財産事務において、県と契約していた物品使用貸借契約の貸与物品を紛失していたものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
公益財団法人 大野からくり記念館	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人 北陸大谷学園	令和6年10月28日	〃
公益財団法人 山中漆器産業技術センター	〃	〃
加賀商工会議所	〃	〃